

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十一号）（警務課）

一 趣旨

警察法施行令の一部改正に伴い、警務部の所掌事務を改正

二 内容

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第

三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務を警務部の所掌事務に追加

三 施行期日

平成二十八年十一月三十日